

6次産業化に取り組みたい

新事業創出支援事業

担当課	産業雇用支援課産業連携係	TEL 72-8236
相談先	農業支援センター	TEL 72-8311
	農林企画課農林企画係	TEL 72-8235

本事業の役割

6次産業化をはじめとする新事業(※1)を行うための費用に対して支援(※2)します。

※1...産業分野を問わず、新製品や新サービスの開発あるいは提供、6次産業化、起業や創業といった、新たな事業を創出することを指します。

※2...平成27年度までは「6次産業化補助金」という名称でしたが、平成28年度から工業部門も対象とした「新事業創出支援事業」になりました。

対象者は？

次のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 農・林・水産業等の第一次産業に従事する個人又は法人
- (2) 農業における農業生産法人
- (3) 集落営農組織
- (4) 林業における森林組合等の事業体
- (5) 農業者等を構成員に含むグループ(たとえば、産地直売所を運営する農業者等)

交付条件は？

新製品や新サービスの開発、新販路の開拓、新販売方法の導入等で、市長が新事業として認めた事業が対象となります。

どのような事業内容？

補助対象経費で発生した費用の2/3を補助金として交付されます。(最大100万円)

手続はどうするの？

- (1) 担当課へ相談
- (2) 申込書の提出(郵送やFAX不可)
- (3) 審査会での事業説明
- (4) 申請書の提出
- (5) 事業の実施
- (6) 請求書の提出

